

申請書

平成●年●月●日

経済産業大臣 殿

申請者  
住所 東京都千代田区水際町△△-△  
経済産業ビル×階  
氏名 (名称及び代表者又は管理人の氏名)  
水際産業株式会社  
代表取締役 水際 太郎 印  
(連絡先) 法務部  
担当者 部長 技術 四郎  
電話番号 03-◇◇◇◇-◇◇◇◇  
FAX番号 03-◇◇◇◇-◇◇△△

関税法第69条の13第1項の規定により、下記のとおり、経済産業大臣の意見を求めます。

記

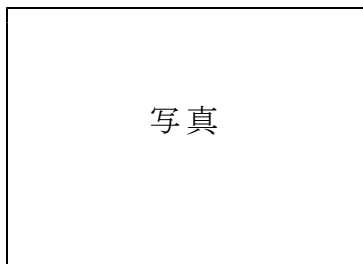
1. 意見を求める事項 (該当事項に○をつける)
- ( ) 申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が全国の需要者の間に広く認識されているものであること。
  - ( ) 申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること。
  - ( ) 申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態でなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過していないものであること。
  - (○) 申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものでなく、かつ、営業上用いられているものであること。
  - ( ) 申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いているものであること。
  - (○) 関税法第69条の13第1項の規定により申立不正競争差止請求権者が税関長に提出しようとする証拠が当該申立不正競争差止請求権者の申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるものであること。
2. 商品等表示の内容 (関税法第69条の13第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則第1条第

3号に掲げる事項について意見を求める場合にあっては商品の形態の内容及び商品名、同条第4号又は第5号に掲げる事項について意見を求める場合にあっては技術的制限手段の内容)

①技術的制限手段の施されている機器の名称・型番

「ミズギワ・プレイヤー」 ●●●●－●●●●

【写真】



②技術的制限手段の態様

- i) 技術的制限手段により視聴等が制限されるコンテンツは、映像・音・プログラムである。
- ii) 技術的制限手段により視聴等が制限されるコンテンツの利用形態は、映像・音の視聴及びプログラムの実行である。
- iii) 制限手段の方式は、特定の反応をする信号を記録媒体に記録する方式である。

3. 意見を求める理由

別紙1記載のとおり

4. その他参考となるべき事項

- (備考)
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  2. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
  3. 関税法第69条の13第1項に基づく申請書の場合には、「関税法第69条の4第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)」を「関税法第69条の13第1項」に、「輸出先の国又は地域の需要者」を「全国の需要者」とする。

## 別紙 1 (例)

### 意見を求める理由

#### (1) 当事者

申請者は、ゲーム機の製造販売を主たる業務とする株式会社●●●●である・・・

#### (2) 申請者の商品

申請者は、平成●年●月から、商品名を「ミズギワ・プレイヤー」とする申請者の表示を使用したゲーム機（以下「申請者商品」という。）を販売している。申請者は、平成●年頃から申請者商品の開発を開始し、・・・

#### (3) 意見を求める事項に関する事実

ア 技術的制限手段が用いられていること、申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段であること

「ミズギワ・プレイヤー」は、ゲームデータを保存した正規品ソフトを差し込み口に挿入することでゲームを起動させることができる一方で、正規品以外のインターネットなどから不正にダウンロードしたゲームソフトを使用するための機器を起動させないため、・・・という仕組みで音・映像の視聴を制限する技術的制限手段が施されている。この技術的制限手段により、正規品以外のソフトをカートリッジに挿入した場合、起動しない一方で、・・・なお、上記態様で効果を発現する技術的制限手段が「ミズギワ・プレイヤー」に施されていることについては、別添鑑定書を参照のこと。

イ 当該技術的制限手段が特定の者以外の者に映像の視聴等をさせないために用いられているものでないこと、営業上用いられていること

・・・

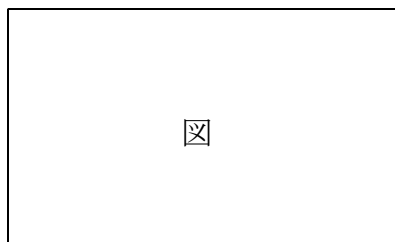
ウ 技術的制限手段回避物品販売者の氏名、侵害態様、経緯等

輸入事業者●●は上記(3)アで示した「ミズギワ・プレイヤー」の有する技術的制限手段を回避する物品「ミズギワ・コントロール」を輸入し、国内におよそ●店舗存在する小売店にて販売を行っている。「ミズギワ・コントロール」は主に●●国内で生産されているもので、インターネット上から不正にダウンロードした「ミズギワ・プレイヤー」のソフトを汎用記録媒体に記録し、汎用記録媒体を「ミズギワ・コントロール」に挿入することで正規品以外のソフトを起動できるようにするものである。これに係る正規品ソフトの被害額は●●万円に上る。・・・

エ 輸入者の技術的制限手段回避物品の外形的特徴・型番等

技術的制限手段回避物品には、下図のように、縦●ミリメートル、横●ミリメートル、厚さ●ミリメートルの「ミズギワ・プレイヤー」と接続するための端子がある点、汎用記録媒体を挿入することのできる挿入部（マイクロ SD カードの場合、縦●ミリメートル、横●ミリメートル）がある点が外形的特徴となる。また、

大きさは「ミズギワ・プレイヤー」のカートリッジ部分（横●ミリメートル、厚さ●ミリメートル）より小さい。



技術的制限手段回避物品の種類・型番・外観は下記一覧の通り。



オ 技術的制限手段回避装置に用いられている回避機能の特定及び説明

「ミズギワ・コントロール」には、上記アで示した「ミズギワ・プレイヤー」の技術的制限手段を回避するため、・・・といった仕組みが用いられており、正規品以外の不正ダウンロードソフトを起動させることができる。よって、ウで示した・・・という外形が必要不可欠である。

不正ソフトを記録した汎用記録媒体を挿入した状態で「ミズギワ・コントロール」を「ミズギワ・プレイヤー」のカートリッジに挿入すると正規品と同様に起動し、ゲームのプレイ画面へと移行する。・・・技術的制限手段の効果を技術的制限手段回避装置により妨げられている事実については、別添鑑定書を参照のこと。

カ 回避用途に供するために提供するものに該当する理由

「ミズギワ・コントロール」は、回避用途以外に・・・の機能を併せ持つ。しかしながら、販売、流通、広告、使用状況等は次のようになっており、・・・回避機能以外の機能を併せて有するものの、回避用途に供するために提供され、また使用されているものと考えられる。

キ 技術的制限手段の試験又は研究のために用いられているものでないこと理由

・・・。